

岐阜県公報

第 二 百 三 十 号

令 和 三 年 八 月 三 十 一 日

(火 曜 日)

目 次

告 示

知事等が実施する各種試験の結果の情報提供に関する実施

要綱により結果を提供する試験に関する告示の一部改正

保安林の解除をしようとする旨の通知

道路の区域変更

道路の供用開始

公 示

土地改良区の設立の適当の決定

県営土地改良事業の換地処分

(法務・情報公開課) 四七五

(治 山 課) 四七五

(道路維持課) 四七六

(同) 四七六

(農地整備課) 四七六

(同) 四七七

告 示

岐阜県告示第三百八十五号

知事等が実施する各種試験の結果の情報提供に関する実施要綱により結果を提供する試験に関する告示(平成七年岐阜県告示第二百十六号)の一部を次のように改正し、令和三年度を実施する試験から適用する。

令和三年八月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

別表二県立学校実習助手採用選考試験の部及び県立学校寄宿舎指導員採用選考試験の部を削り、同表に次のように加える。

県立高等特別支援学校 入学者選抜	学力検査及び適 性検査の得点	告示別表の日 の翌日から 1 月間	検査を実施し た各県立高等 特別支援学校	同 上
	調査書			

別表二注を次のように改める。
注 提供方法は、閲覧による。

岐阜県告示第三百八十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により農林水産大臣が

ら保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和三年八月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

高山市奥飛驒温泉郷神坂字巾平七二〇の七、七二〇の五四から七二〇の五九まで、七二〇の六六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第三百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年八月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県都上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	百五十六号	郡上市白鳥町長滝字上切一〇三番一地从先から同市同町歩岐島字中河原一三三番六地先まで	後 前	九・八 一四・九	八二・〇	

岐阜県告示第三百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年八月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は決定期限の告示は、ほかに）
県道	池田線 揖斐川野	揖斐郡大野町大字六里字一ノ坪二八一番六地先から同郡同町大字同字東河原三一五番三地从先まで	九・七	令和 三・八・三	平成 三〇・三・二四

公 示

土地改良区の設立の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第一項の規定により、次の土地改良区の設立を適当と決定したので、同条第六項の規定により公示し、土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和三年八月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
牧土地改良区	牧地	安八町役場	令和三・三・九・三〇から三・三・三〇まで

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、
県営土地改良事業恵那北部地区の換地処分を令和三年八月二十三日にしたので、同法第
八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

令和三年八月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

令和三年八月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社